

居宅療養管理指導サービス及び介護予防居宅療養管理指導サービスの提供に係る重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して、居宅療養管理指導サービス又は介護予防居宅療養管理指導サービス（以下「居宅療養管理指導サービス等」とします）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名	学校法人藤田学園
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪 1 番地98
連絡先（代表）	T E L 0562-93-2800
代表者	理事長 星長 清隆
成立年月日	昭和39年 9 月24日
URL	https://www.fujita-hu.ac.jp/

2. 事業所

事業所名	藤田医科大学病院
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪 1 番地98
連絡先	T E L 0562-93-2157
営業日	月曜日～土曜日 ※国民の祝日に関する法律に基づき休日として定められた日、 年末年始（12月29日～1月3日）は休業
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時まで 土曜日 午前8時45分から午後0時30分まで
事業所管理者	病院長 白木 良一
指定事業所番号	愛知県指定 第2334810161号

3. 管理の責任者

管理責任者	薬剤部長 山田 成樹
連絡先	T E L 0562-93-2157

4. 事業実施地域

事業所の通常の事業の実施地域	豊明市、名古屋市緑区 (上記地域以外でも相談により受け入れ可能)
----------------	-------------------------------------

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	①事業者は、主治医の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にあり、薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、藤田医科大学病院の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。 ②利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれ
-------	--

	ている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。
運営方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、保険薬局、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

6. 職員体制

職種	職務内容	人員数
管理責任者（薬剤部長）	職員の管理、業務の一元的管理	1人（常勤兼務）
担当者（薬剤師）	居宅療養管理指導等の提供	1人（常勤兼務）

7. サービス

(1) 内容

①事業者は、担当者を派遣し、次に掲げる内容によりサービスを提供します。

- ・処方せんによる調剤（利用者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・体調（食事・排泄・睡眠・運動・認知機能等）の把握と薬の影響のアセスメント
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
- ・利用者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導
- ・その他前各号に付帯、関連する事項

②当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

③サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師に遠慮なく質問・相談してください。

※居宅療養管理指導サービス又は介護予防居宅療養管理指導サービスにおけるサービス内容及び提供に関する内容は同じです。

※利用者の健康上に問題がある場合、感染症等が明らかになった場合は、サービスの変更、中止をする場合がありますので、速やかに事業所に連絡してください。

※サービスの予約を取り消すときは、前営業日の営業時間内に連絡してください。

(2) 提供する時間

提供時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで 土曜日 午前8時30分から午後0時15分まで
------	---

※事業所の休業日を除きます。

8. 利用料並びに交通費及び有料駐車場料金、有料道路通行料金その他の料金

(新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価として、2021年4月～9月末日までの間、基本単位に0.1%上乘せとなります)

(1) 居宅療養管理指導サービス等の利用料

居宅療養管理指導サービス等	単位	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
在宅での療養を行っている場合	566単位	566円	1,132円	1,698円	5,660円
居住系施設(2～9人)の入居者である場合	417単位	417円	834円	1,251円	4,170円
居住系施設(10人以上)の入居者である場合	380単位	380円	760円	1,140円	3,800円

※算定する日の間隔は6日以上、かつ月に2回を限度とします。

※居宅療養管理指導サービス及び介護予防居宅療養管理指導サービスに係るサービスの利用料は同じです。

(2) 加算

加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
麻薬管理指導加算 I	100単位	100円	200円	300円	1,000円

(3) 居宅療養管理指導サービス等の提供のために要した交通費及び有料駐車場料金、有料道路通行料金その他の料金

その他の費用	単位	金額
交通費	1 km	33円
有料駐車場料金、有料道路通行料金その他の費用	—	実費

※消費税及び地方消費税を含みます。

(4) その他

- ①料金につきましては、上記(1)～(3)の他、健康保険法に基づき、薬代や薬剤の調製に関わる費用の一部を負担していただきます。
- ②介護報酬告示が改正された場合、改正後の最新の利用料を改正が適用される日より適用して算定します。
- ③事業者は利用料金の変更がある場合は、あらかじめ利用者に説明し同意を得るものとし、なお、利用者は、利用料金の変更に応じられない場合は、契約第16条第1項の定めにより居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導契約を解除することができます。

9. 支払方法

1. 事業者は、利用料、その自己負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用(以下併せて「利用料等」とします)の金額を、当月末日に締切り、提供したサービ

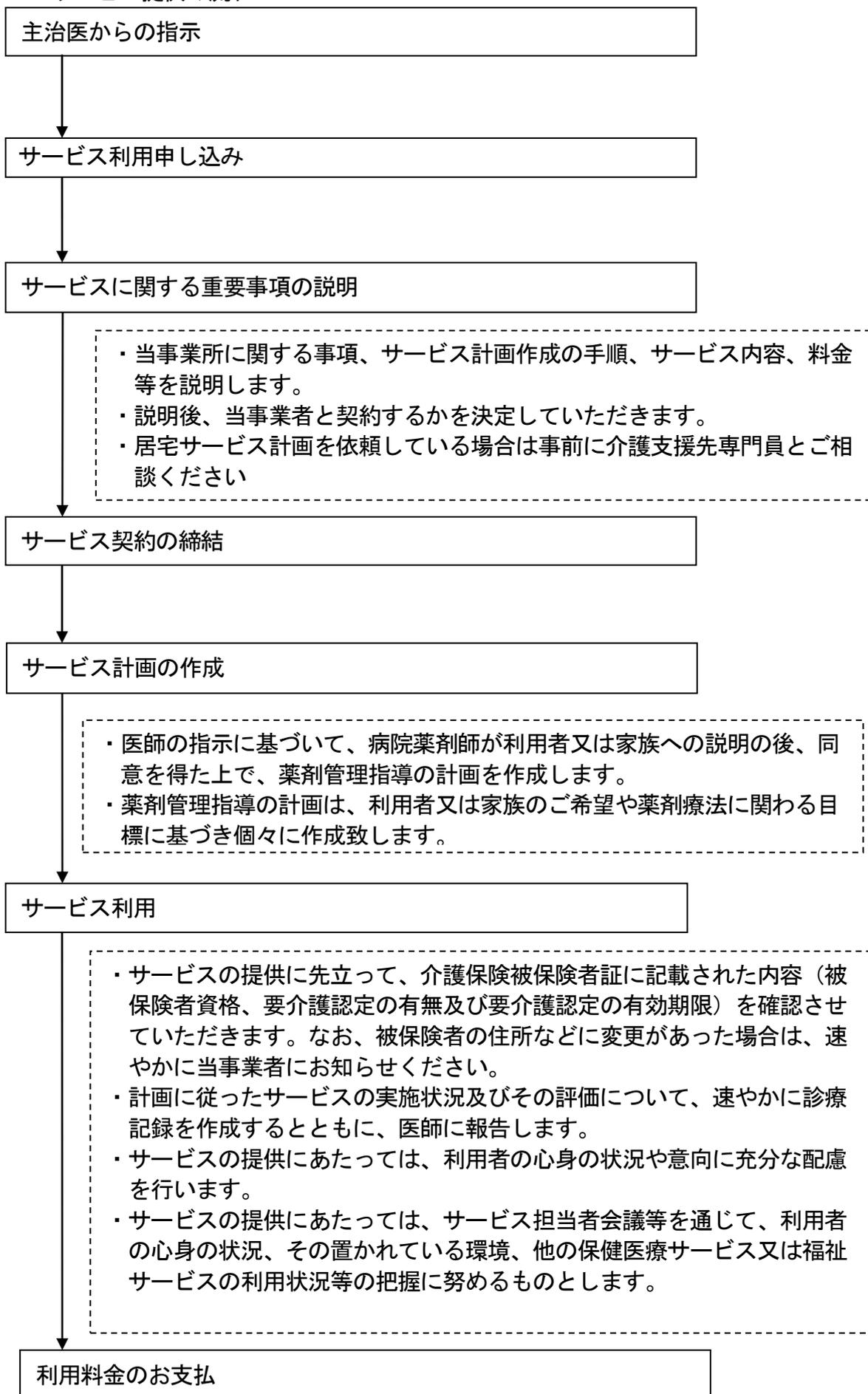
スごとに計算し、利用月ごとの合計金額により翌月20日以降に請求します。

2. 前項に定める事項の内容を記載した請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日以降に担当者から利用者に交付するものとします。ただし、利用を中断し、来院実績のない利用者については、郵送により交付するものとします。
3. 利用者は、事業者の指定する口座振替の方法（詳細は別添資料によります）により自己負担額及びその他費用に相当する額を支払うものとします。ただし、介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料等に相当する給付を受領すること（法定代理受領）ができない場合は、「自己負担額及びその他費用に相当する額」を「利用料等の全額」に読み替えるものとします。
4. 利用者は、口座振替に係る申込書を事業者を経由して提出することができるものとします。この場合には、事業者は当該申込書の写しを取り、保管することができるものとします。
5. 第3項ただし書により利用料等の全額を支払ったときは、利用者は、事業者が利用者に対し発行するサービス提供証明書を後日、保険者たる市町村の窓口提出することで、払い戻しを受けることができます。
6. 第3項の口座振替の方法によらず、現金で支払うときは、利用者は、請求書を受け取った日から1か月以内に事業者の会計窓口で、自己負担額及びその他の費用に相当する金額を現金にて支払うものとします。なお、支払いにつき、第3項ただし書き及び前項の規定を準用するものとします。
7. 事業者は、利用料金を受領した場合は、領収書を発行するものとします。
8. 事業者は、利用者に対して居宅療養管理指導サービス等を提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、利用者の確認を受けるものとします。

10. 利用料及びその他の費用の滞納

1. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料又はその他の費用を2か月以上滞納したときは、1か月の予告期間を定めて催告をするものとします。
2. 事業者は、前項の催告をしたときは、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者との間で、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
3. 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払をしないときは、この契約を即時に解除することができます。
4. 事業者は、2か月以上の滞納が生じたときは、解除の効力が生じるまで居宅療養管理指導サービス等の提供を中止できるものとします。

1 1. サービス提供の流れ



12. 相談窓口

当事業所の提供するサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	藤田医科大学病院 相談窓口
担当責任者	総務室長 工藤 靖博
TEL	0562-93-2111 (代表)
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時45分から午後5時まで 土曜日 午前8時45分から午後0時30分まで ※日曜日、国民の祝日に関する法律に基づき休日として定められた日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付を休止させていただきます。

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

相談窓口	TEL
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談室 受付時間午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)	052-971-4165
豊明市役所 高齢者福祉課介護保険係	0562-92-1261
名古屋市 緑区役所 福祉課介護保険係	052-625-3964

13. 担当者の変更

1. 事業者の都合により、担当職員を交代することがあります。なお、担当職員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。
2. 利用者は、選任された担当職員の交代を希望する場合は、当該職員が業務上不適切と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の職員を指名することはできないものとします。
3. 事業者は、担当職員が体調不良などの理由により担当できない場合は、代替りの職員を訪問させることができるものとします。

14. 秘密の保持と個人情報の保護

1. 事業者及び担当者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用契約の内容とします。この秘密保持義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いないものとします。
3. 事業者は、利用者の家族から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いないものとします。
4. 第2項及び第3項の書面による同意の有効期間は契約書の有効期間と同一となります。
5. 事業者は、利用者の事前の書面の同意があるときは、事業者が運営する藤田医科大学の学生を教育のため、帯同させることができるものとします。なお、当該学生についても第1項に準じて守秘義務を負わせるものとし、サービス担当者会議等に同席する場合については第2項及び第3項を準用するものとします。

6. 利用者及び家族は、第2項及び第3項の同意をしないことにより、サービス担当者会議においてサービスの調整ができず、一体的なサービスが提供できない場合があることを了解するものとします。
7. 前各項の定めにかかわらず、利用者及び事業者は、事業者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく通報を行っても、この規定に基づく秘密保持義務違反とならず、債務不履行、不法行為又は事務管理などいかなる構成によってもその責任を負わないことを確認します。
8. 事業者は、利用者が事業者所定の方法により、利用者又は家族の個人情報の開示、訂正・追加・削除又は利用停止を求めたときは、法令及び事業者の規則に従って対応するものとします。なお、開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

15. 家族等への通知

事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に通知するのと同様の通知を家族代表へも行うものとします。

16. 記録の保存、閲覧及び謄写

1. 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保存するものとします。
2. 利用者、利用者の法定代理人、利用者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者、利用者が成人で判断能力に疑義がある場合は現実に利用者の世話をしている親族及びこれに準ずる者は、事業者の営業時間内にその事業者の所在地にて所定のお手続きのうえ、当該利用者に関する前項の記録の閲覧を求め、実費を負担することにより複写物の交付を求めることができます。
3. 前項の求めがあったときは、事業者は所定の手続きを経た上、後日、第1項の記録を閲覧に供し、複写物の交付をするものとします。

17. 緊急時の対応

1. 緊急時には利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。
2. 前項の場合、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密にします。
3. 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合は対応時の状況や緊急やむを得ない理由等を記録します。

18. 損害賠償及び損害保険への加入

1. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。なお、事業者は、損害の賠償に備え、損害賠償保険に加入しておりますので、当該保険契約の内容（保険会社名、適用対象及び補償範囲）について確認されたい場合は、当事業所までお問い合わせください。
2. 利用者は、サービスを受けるに伴って、利用者の責に帰すべき事由により事業者（職員を含む）に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

19. 契約の解約・終了

1. この契約の別に定める場合を除き、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約は当然に終了するものとします。
 - (1) 利用者が要介護（支援）認定を受けられなかったとき
 - (2) 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
 - (3) 利用者において、居宅療養管理指導サービス等の必要性がなくなったとき
 - (4) 利用者が死亡したとき
 2. 利用者は、5日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。
 3. 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項にかかわらず、即時にこの契約を解除することができます。
 - (1) 正当な理由なく、この契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しないとき
 - (2) この契約に基づく秘密保持義務に違反したとき
 - (3) 利用者の身体、財産もしくは名誉を毀損し、又は著しい背信行為を行うなど、この契約を維持し難いとき
 4. 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対して、1か月の予告期間において理由を示した書面で通知をすることにより、この契約を解除することができます。なお、この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
 - (1) 利用者又はその家族等が事業者や職員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
 - (2) 利用者が正当な理由なく利用料を2か月以上滞納した場合において、事業者が14日以内の期限を定めて催告しても、なお支払わないとき
 - (3) 利用者又はその家族等が正当な理由なく又は故意にサービスの利用に関する指示に従わず、要介護・要支援状態等を悪化させたとき、又は常識を逸脱する行為に及び、改善しようとしめないなどの理由で、この契約の目的が達せられないと事業者が判断したとき
 - (4) 利用者又はその家族等が暴行、脅迫、性的嫌がらせその他担当者がサービスを実施できないと事業者が判断する行為に及んだとき
 - (5) 事業の廃止、縮小を決定したとき
 - (6) その他やむを得ない事情があるとき
 5. 事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、解約の効力が生じるまでサービスの提供を中止できるものとします。
 6. 前各項のいずれの場合でも相互に解約料の支払いは発生しません。
- ※ 中途解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

20. 教育、研究機関としての体制

1. 事業者は、学校法人により運営され、教育・研究機関としての役割も担っております。したがって、事業者より学生等の見学・実習をさせていただくことをお願いする場合があります。なお、その場合にも利用者に対し、サービス提供時に見学・実習させていただきたい旨を、事前に説明し、同意を得てから行うものとします。

2. 利用者は、学生の見学・実習に同意をいただいた後も随時撤回することができます。
なお、この撤回により利用者がサービスの提供に関し、不利益を被ることはありません。

2 1. 身分証明書の携行

担当者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

2 2. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じるときは、変更事項について書類を交付して、口頭で説明の上、利用者の同意を得るものとします。

居宅療養管理指導等サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、この書面に基
いて重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地98	
	名 称	学校法人藤田学園 藤田医科大学病院	
		病院長 白木 良一	印
	所 属	藤田医科大学病院 薬剤部	
	説明者		印

説明・交付の時間	西暦	年	月	日	時	分
説明・交付の場所	利用者の住所					

利用者（代理人がいる場合は代理人）は、この書面により上記の日時・場所において、事業者から重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

(代理人を選定した場合)

上記代理人	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	